〔毎月1日・15日発行〕 定価一部5円 〔昭和28年6月10日 第三種郵便物認可〕 【第89號】

市政だより
発行所 苫小牧市役所
編集発行人 新岡正敏
印刷所 ナハタ印刷株式会社

前納者には報奨金を贈る!!

一期分固定資産税は30日までに納入を

(第一期分の固定資産税の納期限)
昭和二十九年度分の固定資産税徴税令書および同税第一期分の納付書をただ今連絡員から配付しておりますので「**四月三十日**」までに納めて下さい。
「**納期限は四月三十日**」ですが、月末は窓口が混み合いますので、早目に市役所か、またはお宅の近くの郵便局で納めて下さい。(各郵便局では納期限まで市税の納入事務を取扱つております。)

(税額の算定)
賦課期日(一月一日)現在の所有者につき土地、家屋および償却資産を調査のうえ、その価格を評価し、この価格を登録した固定資産課税台帖を三月一日から二十日まで関係者の縦覧に供しましたが、この価格を課税標準とし、これに「**百分の一・六**」の税率を乗じて税額を算定しました。
この税額算定の基礎である各資産の評價額や各納期ごとの税額等は、配付した徴税令書に記入してありますのでご了知下さい。

(免税点)
土地・家屋を所有されている方でも、その評価額が一万円未満、償却資産については三万円未満のばあいには固定資産税は課税しません。

(前納者には報奨金)
固定資産税は今期のほか、第二期(七月)第三期(十二月 第四期(明年二月)に納付するものですが、第二・三・四期分を「**今期分と同時に**」または各納期前に納める方には「前納報奨金」が交付されますから、ぜひこの有利な制度を利用して下さい。

この報奨金は納期前に納付した税額の百分の一に納期前に係る月数を乗じて得た額です。(一月未満の端数のあるばあい、十四日以下は切捨、十五日以上は一月とする。)
なお配付済みの徴税令書に誤りがあつたり、未着のばあいやその他固定資産税に関してのお問合せは、市役所税務課第二賦課係(電話五五〇番の六八)にご連絡下さい。

ゴミ手数料の納期は30日まで

昭和二十九年度塵芥処理手数料(全期)の納入告知書が四月初め連絡員、駐在員を通じてお手元に配付されました。
納期は四月三十日まで(年一回)ですからそれまでにお忘れなく納入願います。

16粍映寫機操作技術者養成講習会

希望者は24日までに市教委へお申込下さい

昭和二十五年連合軍総司令部よりナトコ映寫機が貸與されてから毎年その技術者の養成講習会を開催し多数の技術者の養成と視聴覚教育の普及を図つておりましたが、昨年機械の整備点検のため米国大使館から一時返還を命ぜられ、この講習会が開催できませんでした。幸い本年ナトコ映寫機が日本移管となり、併せて昨年市においても米国製RCA映写機を購入しましたので、このごろ各方面から視聴覚教育が要望されておりますとき、その活用を大巾に促進するためつぎのとおり十六粍映写機操作講習会を開催いたしますから、市内各種団体、官公衙、会社、事業所、学校関係ならびに一般男女の方たちも多数受講下さいますようお願いいたします。

記
▽主催=市教育委員会、北海道教育委員會
▽期日=**四月二十七日**(火)**二十八日**(水)毎日午前九時から午後四時まで
▽場所=公民館
▽講習會日程
第一日(二十七日)講義および実習
㈠常識問題(技術者としての心得)
㈡機械、機構問題とトーキーフィルムについて
㈢電氣学、発声学について
㈣フィルム接合実習
㈤機械操作実習
第二日(二十八日)學科、機械操作試験
(學科試験)①常識問題 ②機構問題 ③電氣問題 ④発声問題各四十分程度
(機械操作試験)一人各五分程度
▽その他
①受講者に関する綜合判定の結果、適任者に對して映写機操作技術者免許証を交付する
②両日ともに昼食および筆記用具持参のこと
③受講料は無料とする
④検定の結果、免許証を得た技術者に対して映写機USISフィルムを無料で貸出しをする
▽申込方法
受講希望者は四月二十四日までに市教委へお申込下さい。申込用紙は市教委事務局、公民館に備えてあります。

苫小牧市告示第二十七號

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十一條の規定による昭和二十九年度の計量器定期検査をつぎのとおり実施する。
昭和二十九年四月十二日
苫小牧市長 田中正太郎
一、昭和二十九年六月十六日から二十五日まで十日間
二、第百四十二條但し書の規定による検査は昭和二十九年六月十六日から七月五日まで三十日間
三、疾病、旅行その他止むを得ない事由により第一号の期日に定期検査を受けることのできない者は定期検査に代る検査の申請をしなければならない。
四、検査場その他細部については別に定める。

療養給付費の給付範囲

一部制限廃止となりました

☆療養費を支給するばあい一カ月五千円をこえるものは、超過した額は二割という制限がありましたが、これも四月一日から査定額の五割を給付することに改正されました。
× × ×
☆療養担当者(市立病院)外の医師にかかるばあい、市長の承認を受けることになつておりましたが、これも廃止されましたから、四月一日以後は療養担当者外医師承認申請書は不要となりました。

國民健康保険

☆国民健康保険では従来ギプス、コルセットは給付の對象とすることに改正されました。
× × ×
☆療養費を支給するばあい一カ月五千円をこえるものは、超過した額は二割という制限がありましたが、これも四月一日から査定額の五割を給付することに改正されました。
× × ×
二十九年度から新しくなつた国民健康保険受診証を各連絡員を通じて被保険者の市内移動、或いは転出、転入、出生、死亡の際はすみやかに保健課保険係へ口頭または書面でお届け下さい。
また、或いは居所不明等により受診証が返戻されておりますので、被保険者でまだ新しい受診証をもらつてない方は印鑑持参のうえ、保健課窓口で至急お受取り下さい。

移動したばあい等すみやかにお届を

国民健康保険の被保険者で市内移動、或いは転出、転入、出生、死亡の際はすみやかに保健課保険係へ口頭または書面でお届け下さい。

常にかけよう防火のたすき

(20日から) 春の火防週間

市民の皆さん、待ちに待つた暖かい春がやつてきました。
春の喜びと一緒に一年中で一番恐しい火災期に入つたことも忘れてはなりません。例年この季節は風が強く湿度も低いので出火しやすく大火となりやすいので、四月二十日から四月二十六日までの一週間、全道一せいに「火災予防運動」を実施することになりました。
市消防署でもつぎのような行事計画を樹てて市内一円に実施いたしますが、これはただ単に消防側だけの運動週間でなく市民全般にわたつての運動週間でありますから、この趣旨を充分ご理解のうえ、火災のない明るい苫小牧市の建設のためご協力下さいますようお願いいたします。
なお週間中毎日午前七時、午後七時に「サイレン」を吹鳴いたしますから、各家庭や職場では必ず一度火の元を点検して下さい。

春季火災予防運動週間実施計画(市消防本部)

一、目的=大火季節にのぞみより一層市民の警火心のこう揚を図るとともに大火が市の発展に及ぼす影響の至大なものがあるのにかんがみその消防力を整備充実しもつて大、小火災を絶滅減少させて民生の安定と福祉社会の建設を図ることを目的とする。
二、実施期間=四月二十日(火)から二十六日(月)までの一週間。
三、実施區域=全市一円。
四、実施事項
四月二十日(第一日)(火)警火昇揚の日
(1)消防自動車により各車に宣伝用の看板を掲げ市内宣伝行進。(午前九時より消防職(団)員一、二分團王子消防班長以上)
②司令車により週間中放送宣伝を行い市民に運動週間の趣旨徹底を図る。
③地元新聞社、市政だより等の協力を求め週間の趣旨徹底を図る。
④期間中市内放声社に放送宣伝文を依頼し趣旨の普及徹底を図る。
⑤劇場、映画館等、街路主要箇所に横断幕、懸垂幕立看板、ポスターを掲示する。
⑥週間中市營バス車内に宣伝ポスターを掲出し普及を図る。
四月二十一日(水)四月二十二日(木)(第二日、三日)火の元検査の日
①予防査察員により担当区域の一般家庭予防査察を実施する。(午前八時三十分より消防職(団)員別紙計画による)
②予防係員により指定建築物の内旅館関係の予防査察を実施する。
③防火リーフレットを各勝場及一般家庭に配布する。
四月二十三日(四日)(金)機械器具並に水利施設整備検査の日
①消防機械器具の点検整備特別手人及水利の整備(別紙計画による)
(イ)機械器具の特別手人、午前八時三十分より消防職(団)員一、二分團機關員
(ロ)水利施設検査(午後一時より消防職(團)員一、二分団班長以上)
②予防係員により指定建築物の内旅館関係の予防査察を実施する。
四月二十四日(第五日)(土)避難訓練の日
①學校(東小學校)を對象として模擬火災及避難訓練を実施する。(消防職(團)員一、二分團幹部以上参加指導する)
②官公署、学校、病院、興行場、事業場では別に訓練計画を樹て訓練を実施する。
四月二十五日(第六日)(日)消防訓練の日
①消防署、消防團一、二分團では別に樹立せる訓練計画に基き非常召集訓練を実施する。
②消防団(部落)各分團は別に計画を樹て訓練を実施する。
四月二十六日(第七日)(月)反省の日
①消防本部に於いて週間行事の結果について反省研究會を開催する。(午後一時より消防職(團)幹部以上)
②官公署、学校、病院、興行場、事業場では期間中の実施事項につき不備な点の改善整備する。
五、週間中実施する事項
(イ)警火心を喚起するため毎日午前七時及午後七時の二回消防本部及び王子製紙工場、国策パルプ勇払工場備付の「サイレン」を吹鳴して一般職場及び各家庭の自主的火の元検査をしようとするよう。
(ロ)吹鳴方法は火災警報信号とする。
「サイレン」○三十秒(六秒)○三十秒(六秒〜三十秒)二回
六、一般家庭の予防査察は
別紙計画に基きつとめて期間中に實施し査察の結果を各區毎に取まとめすみやかに消防長に報告のこと
七、消防團各分團(一、二分團を除く)官公署、學校病院、工場その他各事業場では本計画要領に基き自体の實情に即する計画を樹て週間の趣旨徹底を期すこと

今年も皆様のご協力を!!

『緑の羽根』街頭募金 4月30日から21日まで

〃青葉のしるし胸にかざして心の緑〃

『緑の週間』 5月1日から7日まで

〃一人が一つ植えた苗木が國土を守る〃

消防團員募集 至急お申込を

消防署員と違う

火災シーズンになりましたが、市消防団では消防力強化のため消防団員を募集しておりますので、郷土愛に燃える市民有志のお申込を期待いたします。

記
㈠消防團員の性格
①消防団員は志願制で常勤いたしません。(常勤の消防署員とは違います。)
②出動は水火災その他の災害発生時と、それに備える警戒および訓練のときだけです。
③出動時には地方公務員の特別職の身分が保障されます。
㈡募集人員
①苫小牧市街地区約三十名
②勇払地区 約五名
㈢応募資格
①苫小牧市に居住する満十八才から五十才までの男子で志操堅固、身体強健なる者。
但し、官公吏、王子會社および国策パルプ會社関係従業者を除く。
②事業場または商店等に勤務する者は、雇傭主の承諾を得て下さい。
㈣待遇
①出場時にはおのおの出場手當、警戒手當、訓練手當を支給するほか、年手當を支給します。
②制服類その他の防火被服類を貸与します。
③出動中の負傷等に対しては国家公務員に準じて種々の補償が受けられます
㈤榮典
①永年勤続した者、および功労のあつた者に對しては、市の表彰規則により表彰されるほか、北海道消防協會、日本消防協會北海道、国家消防本部から表彰せられます。
②特に功労のあつた者には叙位、叙勲のほか、紅綬褒章、藍綬褒章、紺綬褒章が下賜されます。
㈥申込方法
近くの消防團役員、または消防団本部(消防署二階)までお申込下さい。

水道料値上げ

四月一日から

市の水道使用料金が四月一日からつぎのとおり改訂になりました。(但し、○印だけ改訂。)従つて五月から改訂料金で徴收することになりますので、お知らせいたします。

㈠定額專用栓

区分	改正使用料(一カ月) 基本数	基本料金	超過料金
○人員	五人まで	一九〇円	一人増すごとに三〇円
○支栓	一カ所に付	五〇円	
○浴槽	一箇に付	五〇円	
牛馬	一頭に付	五〇円	

㈡定額共用栓

(1)普通共用栓(一般家事用十四坪未満)

区分	改正使用料(一カ月) 基本数	基本料金	超過料金
○人員	五人まで	一一〇円	一人増すごとに一五円
浴槽	一箇に付	二〇円	
牛馬	一頭に付	二〇円	

(2)特別共用栓(營業又は建坪十四坪以上の家屋居住者)

区分	改正使用料(一カ月) 基本数	基本料金	超過料金
○人員	五人まで	一七〇円	一人増すごとに二〇円
浴槽	一箇に付	三〇円	
牛馬	一頭に付	三〇円	

㈢普通計量栓

区分	改正使用料(一カ月) 基本水量	基本料金	超過料金
○營業用	二〇〇立方米	四二〇円	一立方米につき二一円
○工業用		二〇三九〇円	二〇円
○官公署団体用		二〇三九〇円	二〇円
○浴場用		一〇〇千百円	一一円

(4)特別計量栓

(1)觀賞用、臨時用、その他の給水

区分	改正使用料(一カ月) 基本水量	基本料金	超過料金
觀賞及び臨時用	一〇立方米	七〇〇円	七〇円

(2)鐵道給水

区分	改正使用料(一カ月) 基本水量	基本料金	超過料金
○機関車給水その他	一〇〇立方米	千百円	一一円

(3)船舶給水

区分	改正使用料(一立方米) 規定時間内	時間外及荒天時
市營	四二円	七〇円
個人	一四円	

(5)私設消火栓(演習使用)

区分	改正使用料(一口の使用時間二十分間毎)
量水器装置を有するもの	三〇〇円
量水器装置の無いもの	四〇〇円

(6)量水器の貸與料

量水器(口徑)	一カ月に付	貸與料
一三粍	〃	三〇円
二〇粍	〃	四〇円
二五粍	〃	五〇円
四〇粍	〃	一五〇円
五〇粍	〃	二五〇円
七五粍	〃	三七〇円
一〇〇粍	〃	五〇〇円

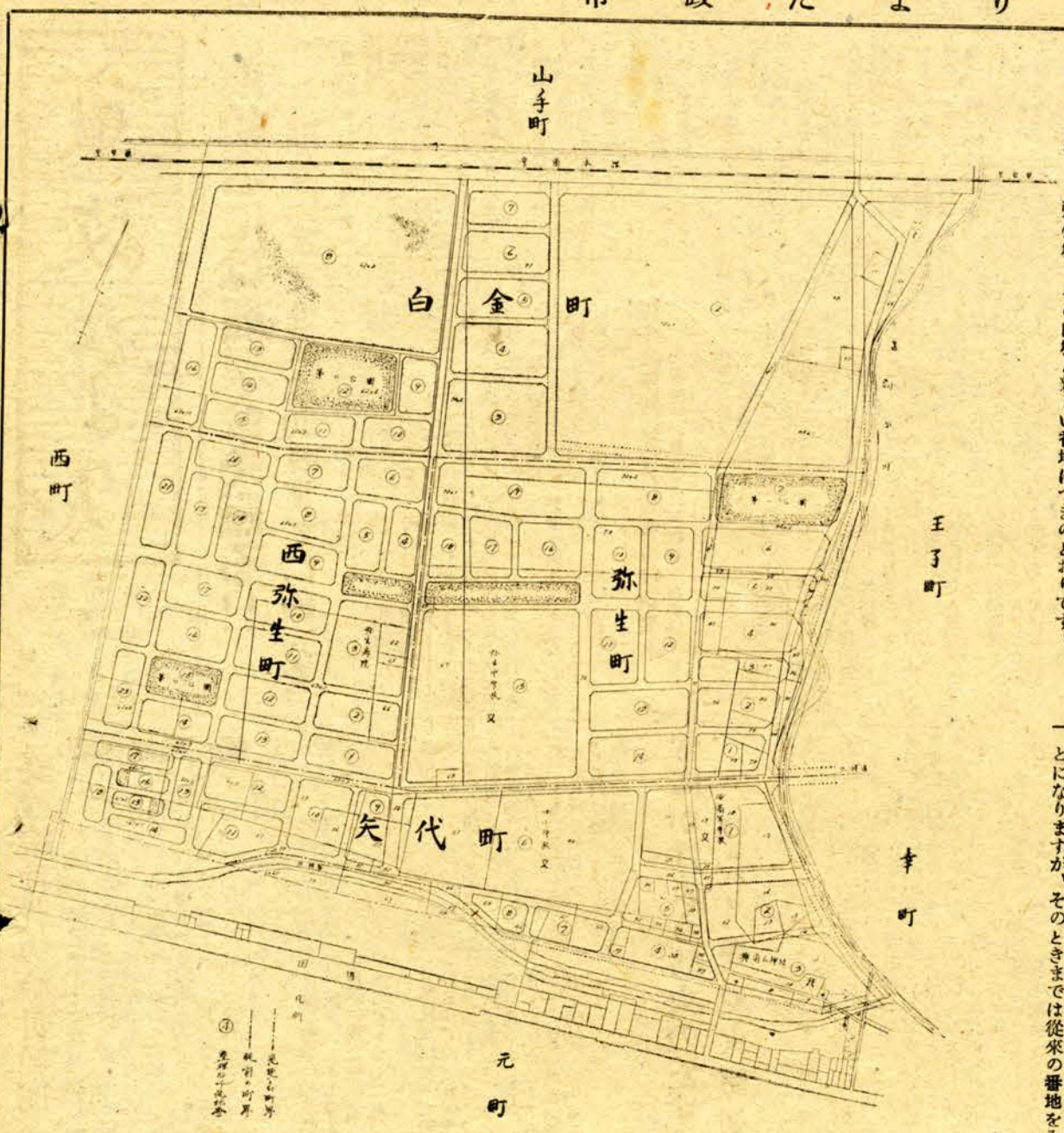

彌生町の町界と町名變る

新たに矢代町、彌生町、西彌生町白金町等の四つに分割しました

彌生町が昭和二十九年三月十五日から四つに分割され新たに矢代町、彌生町、西彌生町、白金町と名付けられました。その区域はつぎのとおりです。（圖面をご参照下さい。）

新町名	區域
矢代町（やしろまち）	三條通り（西小学校と彌生中学校との間の道路）の南側、元町との境界までの区域。但し有珠川の曲線部分と川尻部分との南側を除く。（除く部分は元町に編入する。）
彌生町（やよいまち）	三條通りの北側王子裏門通りまでの間で、彌生中学校の西側の道路から東の方苫小牧川までの区域。
西彌生町（にしやよいまち）	彌生町の西側の区域で旧排水溝（西町との境界）までの間。
白金町（しろがねまち）	彌生町と西彌生町の北側（王子裏門通りの北側）鉄道用地まで。（鉄道用地は白金町に入ります。）

⊙また有珠川の南側で旧彌生町の区域は元町に編入されましたからご注意願います。その区域と新しい番地はつぎのとおりです。

旧町名番地	新町名番地
彌生町 一番地	元町 二二九番地
〃 二番地	〃 二三〇番地
〃 四番地	〃 二三一番地
〃 四七番地	〃 二三二番地
〃 四八番地	〃 二三三番地
〃 四九番地	〃 二三四番地
〃 五〇番地	〃 二三五番地
〃 五九番地	〃 二三六番地
〃 六〇番地	〃 二三七番地

右の新しい町名番地は三月十五日から使用することになつております。

⊙新町名の矢代町、彌生町、西彌生町、白金町の番地は土地区画整理が終ると同時に新しい番地をつけることになりますが、そのときまでは従來の番地をそのまご使用願います。

⊙土地区画整理後の新しい番地をご参考までに述べますと、各ブロックごとに新地番をつけブロック内の各宅地ごとに一、二、三などの符号をつける予定です。例えば何々町五番地の三、五番地の十二のように。

戸籍届や住民登録などは 新町名でお願いします

こんど新町名になつた区域に居住しておられる方たちは、戸籍簿や住民登録票等の町名も書き替えなければなりませんので、戸籍届や住民登録等をするばあいには、古い町名と間違わないようによく注意して必ず新町名を記入されるようご協力をお願いいたします。

協賛バッジを学校で販賣中 アジア競技大会

五月一日から九日まで九日間、比律賓マニラ市において日本を初め十九カ国参加のもとに開催される第二回アジア競技大會に本道からも三名参加することに決定しましたので、道体育協會ではこの派遣費の一部を協賛バッジの販売による募金によつて補うことになり、道民各位のご協力を求めております。

さいきん市にも教育委員會を通じて参千個（一個拾円）の販売依頼がありましたので、市内高・中・小校に一応全部割當てを終りましたが、この大會の趣旨をご理解のうえ、バッジ購入に特段のご協力をお願いいたします。

市営球場開きに三試合 〔5月2日〕

スポーツシーズンを迎え、市營球場開きは昨年と同様に五月二日（日曜）に行われますが、当日は王子製紙對旭鉄、東高校對工業高校東日本準硬式（トップボール）苫小牧地区予選の三試合を行うことになりました。

犬の登録はすみましたか

古い鑑札は無効です 四月三十日まで

昭和二十八年度の犬の鑑札は三月三十一日で無効になりましたので、畜犬飼育者はこんど二十九年度の新しい鑑札を受けて犬の首輪につけなければなりませんので、つぎの要領により登録されますようお知らせいたします。

㈠登録しなければならない犬

生後九十一日以上の犬を飼育している方は、犬の登録を申請し鑑札の交付を受け犬の首輪に必ずつけておかなければなりません。

登録期間は四月五日から四月三十日までです。

㈡捕獲について

登録期間中でも犬の捕獲を実施いたしますから至急登録をいたしましょう。

㈢犬の登録手數料

畜犬登録の際、犬の登録一件ごとに参百円を、市保健課から切符をもらつて苫小牧保健所又は郵便局その他へ納めることになつております。その切符の領收証と引き替えに犬の鑑札を交付いたします。

保安隊員募集中 5月11日に申込締切

保安廳では昭和二十九年度第一次保安隊員をつぎの要領で募集しておりますから志願者は詳細を市役所総務課秘書係（二階）へお問合せのうえ、お申込下さい。

㈠年令＝昭和四年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生れた男子（昭和二十九年四月一日現在、満十八才以上二十五才未満）

㈡學力＝新制中學卒業程度以上の學力を有する者

㈢出願期限＝五月十一日迄

㈣身体基準

①身長＝一五五糎以上、胸囲おおむね身長の〻（約七七、五糎）以上、体重四八瓩以上の者

②眼鏡をかけないで○、六以上または眼鏡をかけて○、八以上の視力があり弁色完全な者

③聴力正常な者

④体く完全、身体強健で伝染病疾患、奇型、四肢関節障害等の異状のない者

調停制度とは……

苫小牧簡易裁判所から

八割が圓満解決 28年度の實績 民事紛争に御利用を

「調停裁判にかけたら簡単に話がついてしまつた。調停くらい簡單で、時間も費用もかゝらなくてすむ裁判はない。」とか或いは「調停にかけた。」とか「調停に出された。」などという言葉を皆さんは耳にしたことがありませんか。調停制度は市民皆さんのものとして、出来るだけ利用していただきたいものです。

では調停制度とはどのようなものなのでしょうか。一口で言いますと冒頭に書いたとおり、とにかく簡單で普通の成年者であれば誰でも申立ができ、費用も少なく、また日数もあまりかからないで民事の紛争を解決してくれる制度なのです。

よく訴訟はむずかしいといわれますが、確かに当事者主義を採用している現在の民事訴訟法の建前からいうと、素人から見れば大変むずかしいのです。だからは紛争が生じたばあい辯護士に訴訟を委任するか、でなければ面倒がつてそのまま放置してしまうのです。外国でも辯護士でなければ訴えを起すことができない制度を採つている国さえあります。またアメリカなどは大抵のばあいかかりつけの辯護士に訴訟を委任します。

ところがわが国では少数の人を除いて大部分の人達は辯護士に訴訟を依頼する余裕がありませんし、また少額の金銭上の争いについても、わざわざ訴えを起すのもどうかと思うばあいもあります。そこで簡單な調停制度が大いに役立つ譯であります。

從つて日本における調停制度の利用度は他国に比べて大いに高いのです。日本における調停制度ほど高度に利用され、しかもうまく運營されている国はありません。

その理由は前述の理由にもよりますが、何といつても調停の本質が民事調停法第一條に規定されているとおり「民事に関する紛争につき当事者双方の互譲により、條理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。」ものであり、然もこのことはわが国古来の人情や道德観念と全く一致するからにほかならないからでありましよう。

調停は普通の訴えのように事情はどうあろうと証據に基いて四角張つた勝負を決める裁判とは異なるものなのです。

それではそのような調停は一体どのようにして行われるのでしょうか。一度調停をしたことのある人ならご存じでしようが、調停をしてもらいたいと思う人は先ず相手方の住んでいる土地を管轄する簡易裁判所に調停の申立をすればよいのです。（民事一般関係の調停の中、原則として農事に関するものや鉱害に関するものは地方裁判所に、また離婚などのような身分関係のものは家庭裁判所に、それぞれ申立をすることになつています。申立の方式は書面でも、口頭でもよいのです。）

裁判所では調停の申立があると、期日を定めて当事者双方を呼出します。調停は原則として裁判所で行われますが、事情によつては相手方の家に出かけたり、または紛争の目的となつている土地とか建物のある場所で行うこともあります。

期日に正当な理由がなくて出頭しないばあいは、不出頭一回ごとに三千円以下の過料に処せられる制裁を設けて当事者の出頭を確保しております。

期日がくると當事者双方や調停主任裁判官の外に調停委員二名以上が出席することになつております。（例外として裁判所側だけ調停を行うことも出来ますが、当事者から要求があれば必ず調停委員を呼ばなければなりません。）

調停委員は毎年民間の人達の中から選任されます。

當裁判所の調停委員は十五名（内女一名）おりますがいずれも德望良識ある方々ばかりで、その方々とひざを交えて和やかに円満裡に紛争が解決されてゆく訳であります。その人達の協力や勸告や、助言によつて條理にかなつた実情に即した立派な調停が成立しております。

さてこのようにして調停が成立すると、そのとりきめ（調停條項）は確定判決と同じ効力が与えられ、調書に記載されて、その原本は當該裁判所に五十年間保存され、當事者の要求があればいつでもその正本や謄本が交付されます。

若し調停條項に記載されたとおり実行しないばあいは改めて訴えを起すまでもなく執行吏に頼んで相手方の財産を差押えて競売に附したりその他の強制執行ができるようになつております。

このような調停制度を一体苫小牧の市民がどの位利用しているのでしょうか。

昭和二十八年度の実績は次のとおりです。

調停を申立てた件数の総合計は一〇九件であります。

昭和二十七年度の合計は七〇件ですから、年々利用する人達が増加している譯です。

前記一〇九件の中、その年度内に終了したものが一〇六件で、その内譯は調停成立したものが八六件、不成立が僅かの六件、取下げ八件、その他が六件となつて実に八割強が円満に解決している実情であります。

民事紛争の解決のための門戸はこのように開かれて、市民の利用を待つております。

……☆